

派遣労働者の待遇決定に係る労使協定の対象労働者の範囲について

対象労働者の範囲：派遣先で下記に該当する業務に従事する労働者

分類番号	職種名（中分類）	分類番号	職種名（中分類）
B-09	建築・土木技術者等	H-51	生産設備（機械）
C-25	一般事務員	H-52	金属材料製造等
C-26	会計事務員	H-54	製品製造・加工処理
C-27	生産関連事務員	H-57	機械組立の職業
C-28	営業・販売関連事務員	H-60	機械整備・修理の職業
C-29	外勤事務員	H-61	製品検査（金属）
C-30	運輸・郵便事務	H-62	製品検査（金属除く）
C-31	事務用機器操作の職業	H-63	機械検査の職業
D-32	商品販売の職業	H-64	生産関連・生産類似
D-34	営業の職業	I-66	自動車運転の職業
E-35	家庭生活支援サービス	I-68	その他の輸送の職業
E-36	介護サービスの職業	I-69	定置・建設機械運転
E-39	飲食物調理の職業	K-75	運搬の職業
G-46	農業の職業	K-76	清掃の職業
H-49	生産設備（金属）	K-77	包装の職業
H-50	生産設備（金属除く）	K-78	その他の運搬等の職業

※日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）による分類項目名